

保存樹の保全に関する基礎的検討：所有者の意識と 周辺住民の評価

薛, 孝夫
九州大学農学部附属演習林

汰木, 達郎
九州大学農学部附属演習林

吉永, 浩一郎
大輝環境施設計画事務所

<https://doi.org/10.15017/10903>

出版情報：九州大学農学部演習林報告. 72, pp.83-96, 1995-03-30. 九州大学農学部附属演習林
バージョン：
権利関係：

保存樹の保全に関する基礎的検討*

所有者の意識と周辺住民の評価

薛 孝夫**・汰木達郎**・吉永浩一郎***

抄 録

都市域で私的に所有される一定の基準をもつ樹木を保全する施策の一つである「保存樹」の制度について、運用の実態や問題の所在を探るため福岡市を対象に現況調査が行われ、一部の樹木について所有者の意向や周辺住民の評価などが調査された。

隣家への被害や管理の手間を軽減するための強度の枝落としなど、管理の仕方によっては、健全で樹容が美観上特にすぐれていることという保存樹の要件と相反するものになってしまうことが指摘された。また、都市内の大木の中には衰弱しているものもあり、衰弱木への対策や指定解除の基準など、管理上の問題で検討すべき点が多いことが指摘された。

保存樹の所有者の考え方や管理の実態は多様であり、また周辺住民の保存樹への接しかたや評価は対象樹木の樹種や樹木から住居までの距離によってその傾向が異なっていた。被調査者のほとんどが都市に緑を残すことを必要と感じているものの、樹林や大木に隣接して住む者の中には日照や落葉の害、台風時の倒木や枝の落下の恐れを訴えるものもいた。

保存樹は周辺の住民に好感を持たれている面もあるし、何等かの被害を与えている面もあった。個人所有の場合は、社寺所有の場合と比べて所有者への直接の苦情の頻度は低いが、何等かのトラブルが生じた場合の対人関係や近隣への迷惑を予防するための管理や補償の費用の負担で深刻な問題を抱えている個人所有者がいることが分った。

樹種によっては指定基準に達しなくともすぐれた樹容を呈するものがあること、美観風致上の価値は周辺の環境の質によっても違うはずであることなどが概況調査の知見として指摘され、美観風致の維持に資する指定や解除を効率よく行なうために、樹種や立地ごとに指定基準に幅をもたせることや、価値評価の視点を整理して個々にランク付けすることなどが提案された。

キーワード：保存樹，所有者の意識，住民への影響，保護対策

1. はじめに

保存樹は「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内で私的に所有される一定の基準をもつ樹木を対象に、市町村長が必要に応じて指定するものである。この制度が発足してから今日までの30年間で、家屋の密集化や地

* SETSU, T., YURUKI, T. and YOSHINAGA, K. : Conservation of Big Trees in Urban Areas : Attitude of Tree-owners and Effect on Neighbouring Residents.

** 九州大学農学部附属演習林

University Forests, Faculty of Agriculture, Kyushu University, Sasaguri, Fukuoka 811-24

*** 大輝環境施設計画事務所

Taiki Environmental Planning & Design Office, Kumamoto 862

域住民の相互理解の減少など都市の社会環境は大きく変化し、これに伴って落葉落枝や日照障害といった日常的被害の苦情や、大枝の落下や倒木などの災害の件数が増える傾向にある。保存樹の制度の運用の実態や問題の所在を探るための基礎調査として、福岡市を対象に保存樹の現況調査（薛ら、1992）および所有者と周辺住民の意識調査（薛ら、1993a；1993b；1994）などを実施してきた。これらに新たな知見を加味して問題点を整理し、都市住民に身近な自然の保全に関する行政的な指針を得るための検討を行った。

2. 福岡市の保存樹の概況

2.1. 調査方法

調査は行政資料の収集、担当職員からの取材、各保存樹の現況調査からなる。現況調査は平成3年から5年にかけて行い、位置確認に止まったものから規格や活力度の測定を行ったものまでであるが、ここでは本報告に関連する諸知見のみに触れる。

2.2. 調査結果

2.2.1. 福岡市の保存樹の指定状況

保存樹は、現在48都市で約5500本が指定されており、福岡県では福岡1514、北九州243、久留米182、そのほか大野城、春日、志免で指定されている。独自の条例で保存樹に類するものを指定している自治体もあるが、法に基づく指定に限って言えば福岡市は全国で最も多くの保存樹を有する自治体である。

福岡市の保存樹のほとんど全てが、指定基準のうちの幹の太さ（地上1.5mの幹周1.5m以上）に該当するものである。保存樹の樹種は45種にわたり、常緑広葉樹（20種）が総数の60%を占め、次いで落葉広葉樹（18種）24%、針葉樹（5種）9%、特種樹（イチョウ、ソテツ）7%となっている。樹種別には大きな偏りがあり、最も多いクスノキは総数の25%を、また上位7種で総数の75%を占める（表1）。

所有形態別では神社・祠にあるものが半数以上を占め、寺院を含めると総数の7割に達する。個人所有の保存樹は総数の約1/4である。個人所有のものは住宅敷地内の独立木が多いが、社寺所有では複数本がまとめて指定された社叢など樹林状のものが多い。

表1 福岡市の保存樹の樹種別本数
Table 1 Number of protected-trees in Fukuoka City.

樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数
クスノキ	372	アラカシ	38	シラカシ	6	ナギ	3	ユリノキ	1
クロガネモチ	191	イチイガシ	30	センダン	6	ニッケイ	3	アオギリ	1
ムクノキ	121	ヤマモモ	30	イスノキ	6	ヤブニッケイ	3	マテバシイ	1
シイノキ	118	ホルトノキ	27	チシャノキ	6	モッコク	3	ウルシ	1
エノキ	116	ケヤキ	22	モチノキ	6	クヌギ	3	モクレン	1
イヌマキ	110	ヒノキ	8	ヤマザクラ	5	ソテツ	3	タラヨウ	1
イチョウ	107	フジ	7	ソメイヨシノ	5	シロダモ	2	ムクロジ	1
タブノキ	68	カキノキ	7	ヤブツバキ	4	クロマツ	2	カエデ	1
スギ	55	モミ	7	オガタマノキ	4	ボダイジュ	1	ヤマモガシ	1

2.2.2. 現況調査による知見

保存樹の現況を調査した結果、特に樹木の健全度や美観風致への寄与などに関連して以下の所見を得た。

① 大木の中には落雷や風による幹折れ、枝折れなどで樹形の乱れたものや枯死寸前のものがあった。スギの老木では幹折れでも風格を保つものがあるが、ケヤキ、ムクノキなどでは美的な価値が損われやすいようであった。

② 特に住宅地の中で強度の枝落としが行われた保存樹が見受けられた。日照阻害や落ち葉など自宅や近隣への被害を防ぐための管理と思われるが、美観風致への寄与という点で価値を失っているのではないかと思われるものもあった。

③ 市周縁部の緑に恵まれた地域にあるものと市街地にあるものでは、また社叢などの樹林内の樹木と住宅地の独立木とでは同じ程度の規格の樹木でも景観上の意味合いや寄与度が違うのではないかという印象を得た。

以上のようなことから、保存樹の管理の在り方や、保存樹の指定や解除の基準については、検討の余地があると思われる。

3. 保存樹所有者の意識と管理状況

3.1. 調査方法

保存樹所有者の意識や管理状況を概略把握するため、保存樹を所有する社寺および個人を対象にアンケート調査を行った。調査項目は社寺用と個人用で若干違うが、概ね①都市の樹木の保存に対する認識、②管理内容や管理費に関する事項、③周辺住民の協力や苦情、④関係行政機関への要望等についてで、それぞれに選択式および記入式の5～6項の質問を設けた。

社寺については5本以上の保存樹を樹林の状態でも所有する社寺40に送付し、28の回答を得た。個人については住居敷地内に独立木状に存在する保存樹の所有者100に送付して、46の回答を得た。

3.2. 調査結果

3.2.1. 所有者の認識

保存樹が法律と条例によって指定されるものであり、市が補助金（樹木1本当たり年額4000円）を交付しているということは所有者のほとんど全員が知っている。また、ほとんど全員が樹木は保全していくべきものだという認識をもっており、このうち絶対保存を主張するのは社寺で36%、個人で26%であった（図1）。また、都市内に保存樹が必要かという問には回答者の全員が必要であると答えている。

個人所有者の57%が自宅に保存樹があって良かったと思っている。どのような点が良かったかという記入式の問に対する回答からキーワードを拾った結果、最も多かったのは大木があることは気持が良いというもの（35%）で、以下、木陰ができて夏涼しい（19%）、防風効果、ランドマーク、家の誇りになる（各12%）、その他、景観、類焼防止、季節感、鳥が来るなどがあつた。

また個人への質問で、80%が自宅の保存樹をこれまでどおり維持していきたいとし、そ

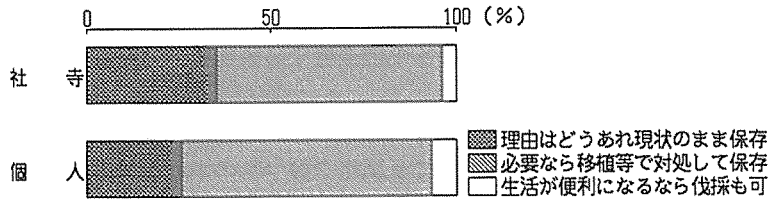


Fig. 1 Attitude of tree-owners toward protection of big trees.

図1 樹木の保存に対する所有者の意識

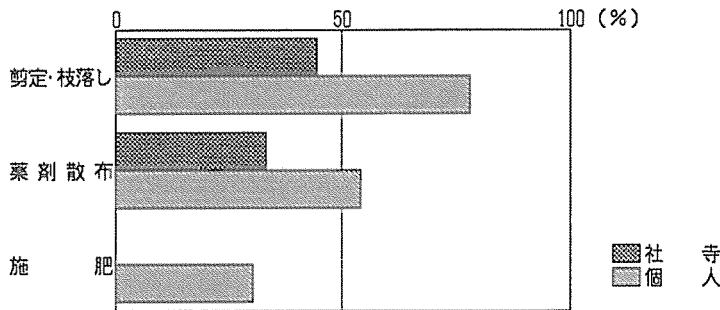


Fig. 2 Maintenance of trees in the last three years.

図2 最近3年間の樹木管理の内容

のために必要なこととして、管理知識や技術の指導、補助金の増額、周辺の理解などが挙げられた。これまでどおりの維持は無理だというのが13%あり、その理由は自宅や隣家の屋根が傷む、台風などで近所に迷惑がかかる、職人の手当が高くなったなどであった。

3.2.2. 管理内容と管理費

最近3年間の保存樹の管理作業をみると、個人所有の方が密度の高い管理が行われている(図2)。管理作業の一部を業者に委託した者は、社寺で13%、個人で65%であり、個人では剪定枝落としの75%、薬剤散布の60%、施肥の20%が専門業者に依頼されている。社寺では清掃や除草、管理作業の補助は奉仕支援者が行なうのが最も普通で、作業奉仕に当たるのは老人会、氏子、子供会の順に多かった。

社寺では管理のための費用を支出したのは70%で、年間管理費は2.4万円から60万円までという回答だったが、除草や清掃用具の購入や作業時の茶菓代に当てられているものを含んでおり、樹木の薬剤散布や剪定整枝を行なうところは40%であった。高額を支出する所では補助金との差額を社寺管理費で賄っており、37%が補助金の増額を望んでいる。

個人では管理のための費用を支出したのは76%で、それらの年間管理費は500円から20万円までであった。管理作業ごとに管理費を計算すると、平均で剪定枝落としに47,200円、薬剤散布に9,900円、施肥には1,820円が支出されている。回答者の67%が管理作業に補助金額より多くの費用をかけており、そのうちの31%が補助金の増額を、25%が市当局による管理を、13%が低料金での業者の斡旋を望んでいる。

補助金の額が現行のままで充分だと答えたのは、社寺の26%、個人の17%であった。

3.2.3. 周辺住民からの苦情等

社寺の46%、個人の28%が保存樹の存在に対して周辺住民からなんらかの苦情があると答えている。個人では、近所からの苦情が無い場合でも、「迷惑と書いていても遠慮しているようだ」、「保存樹だからと我慢しているのだと思う」などの注記のある回答があった。

苦情の内容では、落葉落枝で雨どいがつまったり庭が汚れるというのが社寺、個人とも最も多いが、個人では苦情を受けたことのある者の全てが落葉落枝の苦情を受けている。社寺では倒木や大枝の落下の危険があるという訴えが多いことや、不良のたまり場になって防犯上心配だという苦情があるのも特徴的である(図3)。

これらの苦情に対して、社寺では当事者同志で解決したのが23%、行政当局に連絡したのが70%であるが、個人では当事者同志で解決したのが70%である。

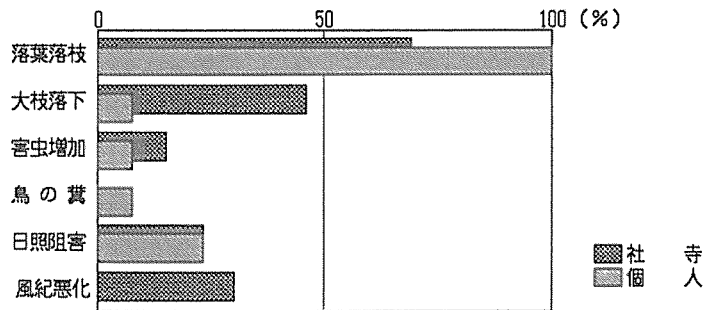


Fig. 3 Complaints made by neighbouring residents.

図3 周辺住民からの苦情の内容

3.2.4. 行政機関への要望等

要望事項として、補助金の増額、災害の後始末や事前対策、市による全面的な管理、管理技術の指導などがあつた。また、担当職員が全く視察や調査に来ないことに不信感を表わしていると受取れる意見や、保存樹の意義や重要性を市民に対して啓蒙すべきだという意見もあつた。

3.3. 考察

アンケート調査の結果からは、一般に保存樹は住環境の要素として必要なものと認識されているものの、隣接する住民からは落葉や日照の点で不満があることがわかる。特に個人所有の場合は、所有者だけでは周辺住民からの苦情に対処できない場合が多く、補助金だけでは危険防止や災害の後始末までは経済的技術的に対応できないのが現状のようである。

樹林としての管理と庭木としての管理との違いもあり、社寺の保存樹の管理は個人所有

の場合より粗放である。社寺での管理内容や管理費の使途については、保存樹に指定された樹木だけでなく境内の他の樹木に対するものも含んだ回答と思われるものもあって金額を単純に比較することはできない。

社寺の保存樹への補助金は、一般には通常の社寺境内管理費の中に組込まれて他の樹木の管理と一緒に扱われているものと思われる。社寺のうち特に境内を緑地保全地区に指定されているところでは、私有の緑地保全地区が得られる固定資産税額や都市計画税額応分の補助が社寺では元々無いため、境内を緑地保全地区や保全林地区に指定するに当って保存樹も同時に指定し、保存樹への補助金の名目で緑地維持の補助が行なわれるといった面もあると考えられるので、通常の社寺境内管理費に組込まれることもやむをえない。しかしながら、保存樹への補助金を受けながら樹林地全体の管理にも支出しないところについては、伐採しないことへの迷惑料と解釈されているようにも思われ、釈然としないものがある。

個人所有の場合は近隣どうしの遠慮があるためか、周辺住民から所有者への直接の苦情の頻度は社寺所有の場合と比べて低い。また、所有者の中には近隣に対する気遣いから、日常の管理に過敏と思えるほど神経を尖らせているものもいる。何等かのトラブルが生じた場合に個人対個人の事として処理しなければならない点、および、近隣への迷惑を予防するための管理や補償の費用が私的な負担になる点で、問題は社寺の場合より深刻である。

「樹木の大きさだけで指定するのではなく周辺の状況を検討して欲しい。周辺の人には迷惑をかけている。大きいというだけの理由で指定することは後々問題になる」、あるいは「寺や神社だけにして個人庭園のは（保存樹の対象から）はずして欲しい」、という所有者の意見もあった。市街地に残された大木の独立木は、緑に恵まれた田園部の大木よりも都市の美観風致に寄与していると思われるだけに、今後の保存樹指定のあり方や維持管理の方向づけについては、さらに検討すべき課題が多いように思われる。

4. 保存樹周辺の住民の意識と評価

4.1. 調査方法

保存樹に対して住民が感じている迷惑感や快適感を確かめるために、個人の住居敷地内にある保存樹の所有者とその周辺住民の意識についてアンケート調査と聞き取り調査を行った。調査の対象とした保存樹は、クロマツ、クロガネモチ、クスノキおよびエノキの4種各1本である。

それぞれ保存樹の所有者にはアンケート調査および聞き取り調査により、①所有する保存樹についての意識や管理内容、②周辺住民の協力や苦情などについて質問した。周辺住民にはアンケート調査によって、①当該保存樹との関わり、②保存樹に対する評価などについて質問をした。周辺住民のサンプルは、保存樹から半径200m程度を目安に無作為に選んだ住居100戸とし、調査票を自宅に配布して料金不要で返送を依頼した。これらの質問は緑地全般についてのアンケート調査の一部とし、当該保存樹を知らないことが返信をためらう原因とならないようにした。回収数はクロマツ52、クロガネモチ32、クスノキ45、エノキ46であった。

4.2. 調査結果

4.2.1. 調査木および周辺の概況

調査範囲とした保存樹から半径 200m 円内の建造物の状況から、調査木所在地の住環境の質は概ね似通ったものと判断された(表 2)。半径 100m 円内についてさらに詳細に状況を示せば、以下のとおりである。

表 2 調査保存樹の規格と周辺の状況
Table 2 Sizes and circumstances of surveyed trees.

調査木(指定番号)	所在地	樹木の規格			半径200m円内の建造物数					
		樹高	幹周	枝張	総数	戸建住宅	集合住宅	商店等	寺院等	学校等
1. クロマツ(168)	中央区地行	12m	1.5m	7~8m	346	224(65%)	76(22%)	41	5	—
2. クロガネモチ(66)	城南区別府	16	2.2	12~15	412	277(67)	81(20)	52	1	1
3. クスノキ(8)	城南区干隈	18	4.5	15~20	317	278(88)	25(8)	12	1	—
4. エノキ(29)	南区三宅	13	2.9	15~18	310	198(64)	45(15)	63	3	1

クロマツは幅員 4.5m の道路から約 10m 程庭園内に入った所にあるが、一戸建ての多い住宅地で、駐車場に隣接するため比較的よく目立つ。保存樹を中心に半径 100m 以内の建築物の総数は 92 で、一戸建て住宅が 78%、アパートおよびマンションが 15%、他に病院 2、商店、会社、町工場、寺が各 1 がある。

クロガネモチは幅員約 4 m の道路から 1.2m 程高い私邸内のフェンスに接する所にある。半径 100m 以内の建築物の総数は 127 と前者よりやや高密度であり、一戸建て住宅が 68%、アパートおよびマンションが 25% と、集合住宅の割合が前者よりやや多い。他に商店 8、会社 4、町工場、保育園、公民館が各 1 である。

クスノキは道路の交差点に面し周辺からよく目立つ。半径 100m 以内の建築物の総数は 72 で、内訳は一戸建て住宅 65、アパート・マンション 4、商店 3 である。

エノキは幅員約 3 m の道路に接したフェンスに接して立っている。半径 100m 以内の建築物の総数は 61 で、内訳は一戸建て住宅 40、アパート・マンション 14、商店 4、会社寮 1、教会 2 である。

4.2.2. 所有者の意識

クロマツの所有者は保存樹についての認識が高く、その存在を誇りにしているように思われる。保存樹は防風や防火に役立っていると考えており、行政の指導があればこれまでどおりに保存樹を管理していくことができると言っている。また、周辺の住民からの苦情は一切なく、むしろ喜ばれているようだとも認識している。管理費に年間 4 万円強を使い、補助金で不足する分は個人で補っているが、補助金の増額などを要望しているわけではない。行政に対する要望として、①松喰虫対策、②個人庭園内の保存樹の存続や拡張を目指した施策、を挙げている。そして、保存樹の管理について困っていることや不満に思っていることは、今のところ特に無いと答えている。

クロガネモチの所有者は、これまで神木だからという理由でこの保存樹の枝落としなど

を一切やらなかった。落葉や実で道路が汚れるなど近所からの苦情が多く、保存樹があつて良かったと思うことは全く無い。管理は何もやっていないので、管理費を使うことも無い。行政に対する要望も特に無いが、あまりに苦情が多いのでこれからは枝落としなども始めようと考えている。

クスノキの所有者は、このクスノキを地域のシンボルとして誇りにしているように思われる。剪定や枝落としを業者に依頼しており管理費が年間10~20万円となる。行政に対する要望として、実際の管理に応じた補助と、台風などの被害の後の処理を挙げている。

エノキの所有者は自分が生れる前からあるこの木に愛着を持っている一方、落葉などで近所からの苦情もあり、また幹の空洞や枝枯れがあるため管理に頭を悩ませている。行政に対しては枯死を予防するための治療作業を要望しており、市が管理してくれれば補助金は必要ないと思っている。

4.2.3. 周辺住民と当該保存樹との関わり

木の存在そのものを、あるいはそれが保存樹に指定されていることを知ってるかどうかについて保存樹からの距離帯ごとに調べたところ、クスノキでは回答者の全てがこの木を知っておりその87%が保存樹であることも知っていた。クロマツは視認性が高いにもかかわらず類似の木が他にもあるためか、認知度が高くなかった(図4)。クロマツでは60m以内の人は全員がこの木を知っているが、それが保存樹であることを知っているのはその60%であった。

保存樹との関わりについていくつかの項目で調査したところ、クスノキでは自宅から毎日見ているという者が200m圏にまでおり、近くを通るという意味での親近性はエノキ、クスノキ、クロガネモチの順に高かった(図5)。

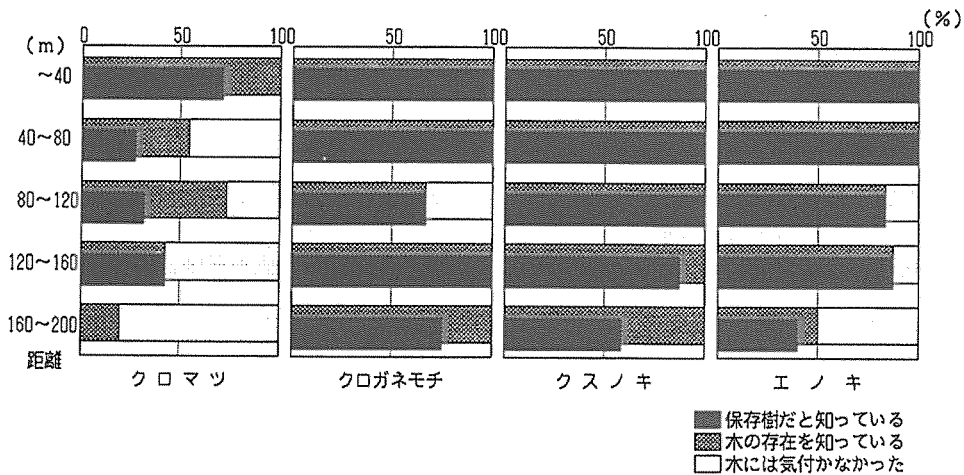


Fig. 4 Public recognition of protected-trees.

図4 保存樹の認知性

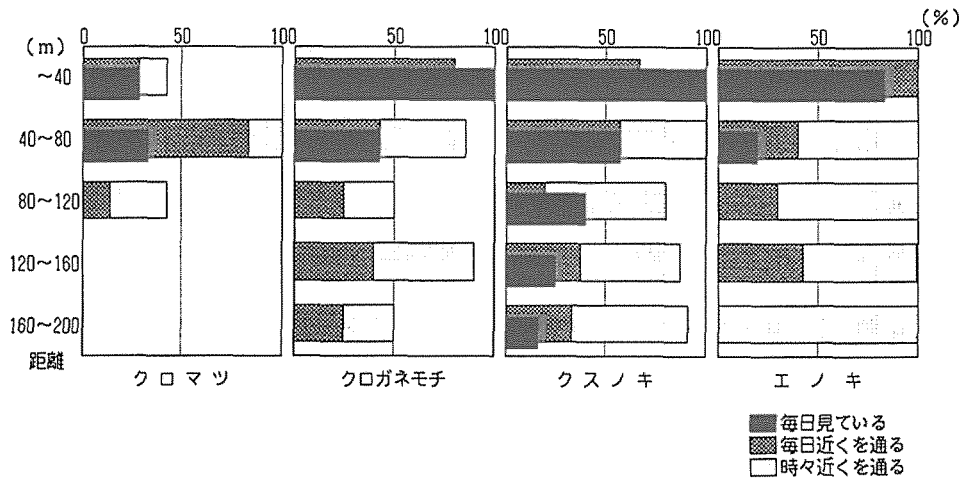


Fig. 5 Familiarity with protected-trees.
 図5 保存樹との親近性

4.2.4. 保存樹についての印象

この木を知っていると答えた者を対象に印象や評価をたずねた結果、<年代を感じる>が4種に共通して最も高く、<力強さ>がこれに次いだ。クスノキで<シンボル>を半数以上の方が挙げたこと、<季節感>が落葉樹で必ずしも高くないことなど注目される。クロマツを除く3種で<不気味だ><邪魔だ>などマイナスの評価が出ており、クロガネモチで<暗い感じ>が高いのが目立つ。クロガネモチはプラス評価、マイナス評価とも高く出て、周辺への影響力や住民の関心の高さをうかがわせる (図6)。

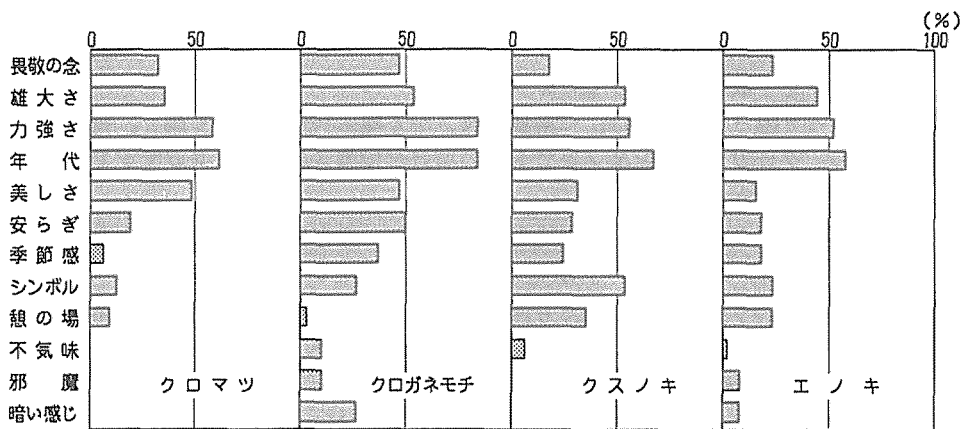


Fig. 6 Impression of protected-trees.
 図6 保存樹の印象

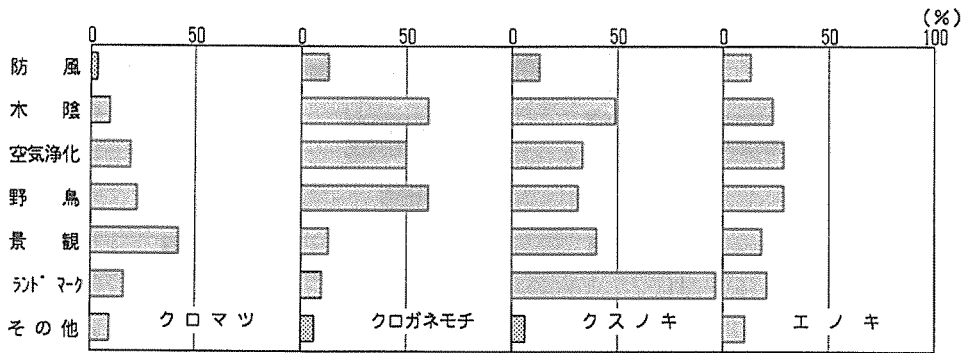


Fig. 7 Benefit from protected-trees.
 図7 保存樹があつて良かったこと

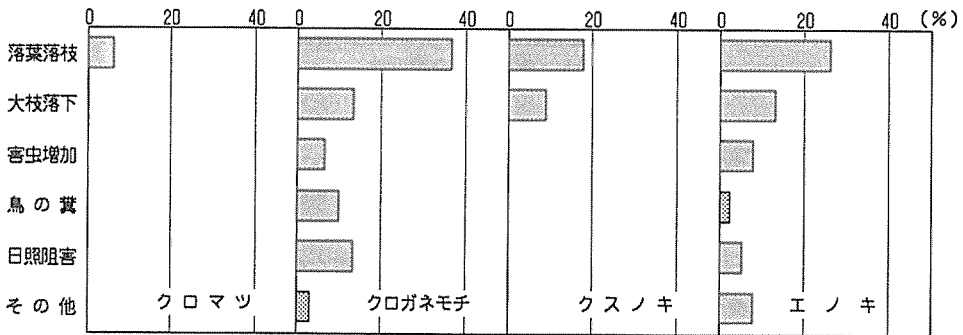


Fig. 8 Irritations due to protected-trees.
 図8 保存樹があつて困ったこと

4.2.5. 保存樹についての評価

保存樹があつて良かったこととして、クスノキでは、<ランドマーク>をほとんど全員が挙げ<木陰>も半数が挙げるなど全般に評価が高く、クロガネモチでは<木陰><空気浄化><野鳥>を半数以上が挙げている (図7)。

保存樹があつて困ったことでは、<落葉落枝>が4種に共通して最も高く、特にクロガネモチで高い。クロガネモチとエノキで全ての項目が指摘されたが、クロマツでは<落葉落枝>のみが挙げられた (図8)。

これらを保存樹からの距離帯別に対比させて見ると、保存樹があつて良かったという評価ではクロマツで40~80mにピークが見られる他は距離との関連が顕著でないが、困ったことがあつたという指摘では4種とも保存樹に近いほど大きい。またクロガネモチとエノキでは<落葉落枝>を挙げた者が160m圏にまでおよんでいる (図9)。

保存樹に対する総合的な評価として、この木が必要だという答えはクロマツで67%、他の3種は85%以上で、クスノキで最も多かつた。不要だという答えがクロガネモチの40~80m圏とエノキの40m圏で見られ、エノキの40m圏では半数に達した。クスノキでは、84%がこの木は必要でそのために困ることはないと答え、迷惑することもあるが保存

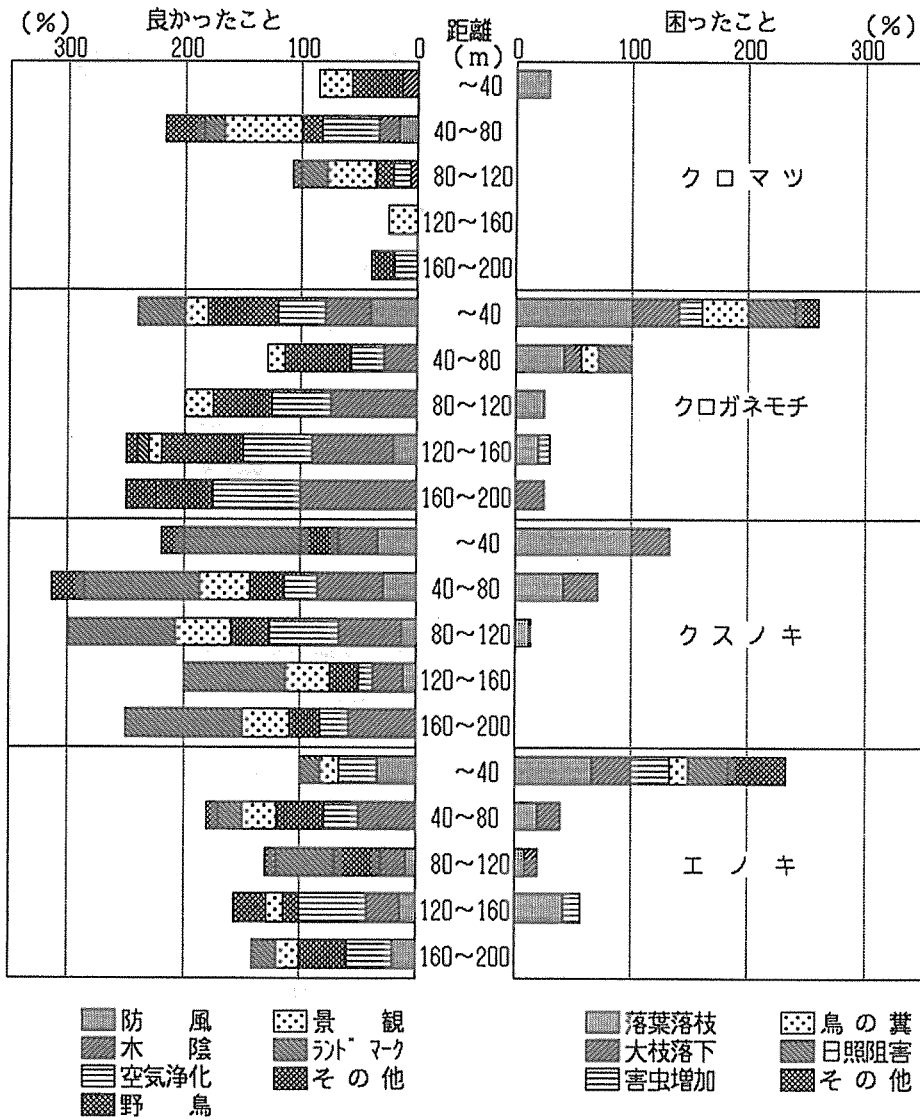


Fig. 9 Benefit and irritations according to the distance from protected-trees.

図9 保存樹からの距離帯別良かったことと困ったこと

は必要だというのを合せると98%となり、最も評価が高かった(図10)。

4.3. 考察

事例として調査した保存樹の間で、周辺住民の反応の違いは意外に大きかった。クロガネモチやクスノキでは保存樹があって良かったと思われていることも、逆に保存樹のために困ったと思われていることも多く、クロマツではこれらが少ない。また保存樹の印象に

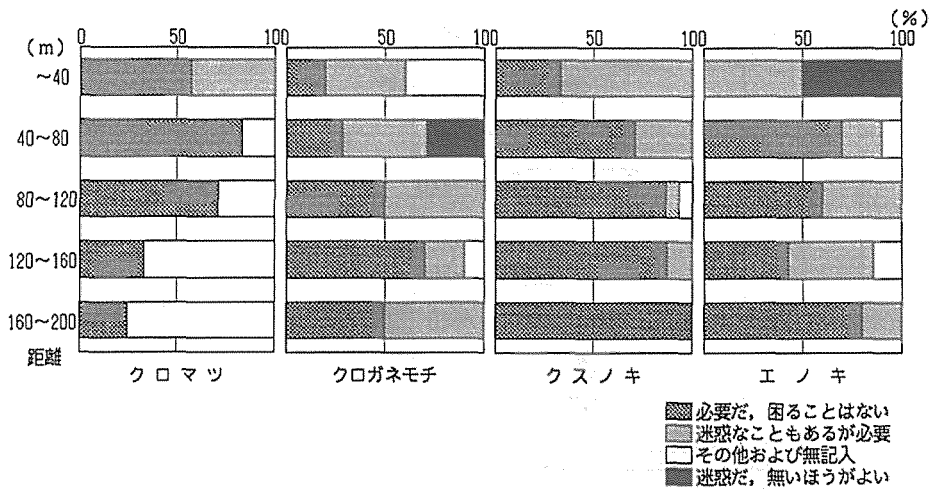


Fig. 10 Value judgment on protected-trees according to the distance from them.

図10 保存樹からの距離帯別総合評価

ついでの間で挙げられた印象の件数もクロマツ以外の3種で多く、最も多いクロガネモチではクロマツについて挙げられた件数のおよそ1.7倍にあたる。これらには当該保存樹に対する周辺住民の関心や影響の大きさを示している。被験者が共通でないので厳密な比較はできないが、この違いは隣接道路の使用頻度の差や地域の気質の差によるのかも知れないし、樹種による影響が表われているのかも知れない。

エノキなどの落葉樹の独立木は、夏は緑陰として、また冬は日照を阻害しない木として好まれるのではないかという予測に反し、エノキで日照阻害が指摘されクスノキでは挙げられなかった。また、暗い感じがする、邪魔な存在だといったマイナスの評価が落葉樹のエノキで出たのも意外であった。近接する住宅では落葉樹でも日照阻害があること、枝透かしなど適切な管理がなされれば常緑の大木でもこの類の被害を少なくすることができることがうかがえる。

クロガネモチとクスノキの事例では共に住民の関心度が高いが、両者の総合評価は対照的である。この違いが何によるものかはこれまでの調査だけでは説明が難しい。また、鳥が来ることと日陰をつくることはプラスにもマイナスにも評価される。これらは樹種によって程度の差が大きい項目であると思われるので、さらに調査事例を増やして検討していきたい。

保存樹に対する評価はその木の形質や管理状態、健康状態だけでなく、所有者と近隣住民とのつきあいの深さやその地域のコミュニティの質などといった社会的要因にも左右されるものと思われる。その意味では4つの調査事例を単純に比較することは危険であるが、共通の第三者グループによる非住民としての評価や、保存樹周辺環境のより詳細な調査などを重ねていくことにより、何等かの知見が得られるものと考えられる。

5. 総合考察

保存樹は文化財保護法による指定物件とは違って、目的が都市の美観風致の維持にあり、健全で樹容が美観上特にすぐれていることを条件としている。保存樹の現況調査では、所有者の家屋への支障や近隣からの苦情で強度の枝落としをしたため、あるいは衰弱で樹形が乱れたために、樹容が美観上特にすぐれているとは言い難い保存樹が少なくないことが明らかになった。特に個人所有の場合は、強度の枝落としが実行あるいは予定されている例が社寺所有の場合に比べて多い。保存樹を維持するために樹冠を極端に小さくして保存樹の要件と相反するものになってしまうという矛盾は、保存樹管理上の大きな課題である。

法令では保存樹の所有者に対して保存義務だけを規定しており、それによって発生する損失に対する補償規定が無い。苦情をすべて解決するには十分ではない額の補助金が所有者に支払われ、実際の損害は近接する他の住居が被ることが多く、ある程度離れたところに住む者にとっては恩恵を受ける点が多いという3者の関係が事態を複雑にしている。また、近隣住民とのトラブルの増加の背景には、地域の連帯意識や相互理解の認識が薄くなってきた社会的風潮があると思われる。

所有者に対する管理作業の支援、管理上問題となる衰弱木の処置、災害が起きた時の補償のための保険制度の導入などといった所有者の負担を軽減する施策や、より良い地域社会の関係を育てるための指導が期待される。

樹高、幹周などの指定基準は樹種にかかわらず一律に定めてあるが、樹種によってはこの基準に達しなくともすぐれた樹容を呈するものがあるはずだし、美観風致上の価値は周辺の環境の質によっても違うはずである。文字どおりの美観風致の維持に資する指定や解除を効率よく行なうためには、樹種や立地ごとに指定基準に幅をもたせて指定すること、価値基準の項目を明らかにしそれぞれにランク付けをすることなどを検討する必要があるのではないかと思われる。

6. おわりに

保存樹の所有者への具体的な支援策や保険制度導入する際の保険料の負担などを検討するためには、さらに多くの所有者の実情や意見を聴取することが望まれる。また、指定や解除を行う基準となる樹木の評価方法の検討も今後の課題である。

行政資料の閲覧や取材に協力頂いた福岡市役所緑地課の真隅潔係長ほか関係各位、現地調査を手伝って頂いた西日本短期大学の若林春美教授と若林研究室の寺本義典、藤原誠明、新開友則、森上満の各氏、この報告の取りまとめに当たってご指導下さった九州大学演習林の堺正紘助教授、ならびに調査にご協力頂いた保存樹の所有者や住民の皆様には謝意を表します。

引用文献

- 薛 孝夫, 若林春美, 吉永浩一郎, 寺本義典, 藤原誠明, 新開友則 (1992): 都市域の緑地環境の保全に関する研究 (II) —福岡市の保存樹の概況と管理の実態—, 日林九支研論 45: 23-24

- 薛 孝夫, 若林春美, 吉永浩一郎, 新開友則 (1993a) : 都市域の緑地環境の保全に関する研究 (III) —福岡市の個人所有の保存樹—. 日林九支研論 46 : 29-30
- 薛 孝夫, 若林春美, 吉永浩一郎, 新開友則 (1993b) : 都市域の緑地環境の保全に関する研究 (IV) —保存樹周辺住民の意識と評価—. 日林九支研論 46 : 35-38
- 薛 孝夫, 若林春美, 吉永浩一郎, 森上 満 (1994) : 都市域の緑地環境の保全に関する研究 (V) —保存樹の樹種による周辺住民の評価の違い—. 日林九支研論 47 : 19-22

(1994年11月7日受付; 1994年12月20日受理)

Summary

Some privately-owned big trees in urban areas are protected by law. The attitude of tree-owners and the effect on the neighbouring residents was investigated.

Most big trees in residential zones are popular with the public, but the people living near a tree experience irritations such as, lack of sunshine, fallen leaves, etc. Protected-trees should contribute to the scenic beauty of a city, but some are unworthy of protection because they are immoderately pruned in order to avoid creating a nuisance to the neighbourhood.

There should be an specific regulations for tree conservation depending on the particular circumstances of each. In addition the financial support from the city government to the tree owners, such as subsidies for the expenses of the maintenance, public liability insurance, etc. should be provided.

The contribution of big trees to the urban landscape depends not only on the size of the tree but also on characteristics of the surrounding environment. There should be a wide variety in full growth size according to tree species. It is therefore necessary to allow a certain latitude in regulations and restrictions according to circumstances.

Key words : protected-trees ; attitude of owners ; effect on residents ; conservation policy.